

【障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室関係】

1. 障害児支援の推進について

(1) 児童養護施設等における保育所等訪問支援等の実施の一層の推進について (関連資料1)

- 平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日から施行され、保育所等訪問支援の対象拡大などが図られた。
- 本事業を活用することで、たとえば児童養護施設に入所している障害のある子どもについて、児童発達支援センターなどの専門の職員が施設を訪問することで、子どもはもとより、施設の職員も含めた専門的支援を受けることができる。
- 児童養護施設等における知的障害児・発達障害児等の支援が困難なケース等について、保育所等訪問支援等を積極的に活用していただけるよう、貴管内市区町村、関係機関等への周知をお願いする。
- また、当該利用に当たっては、障害児福祉担当課の窓口における通常の給付決定と異なり、「やむを得ない事由による措置」により、児童養護施設等に入所する障害児に対して、原則として当該障害児の保護者が居住する市町村が保育所等訪問支援を措置決定することとなる。
- 当該措置に係る具体的な事務の取扱いを別途お示しするので、当該取扱いを踏まえ、児童養護施設等から、保育所等訪問支援等に係る活用の相談があった際には、適切にご対応いただきたい。

(2) 障害児入所施設における18歳以上入所者（いわゆる「過齢児」）の移行について (関連資料2)

- 障害児入所施設に入所している18歳以上の障害者については、本来は障害者施策で対応することとされているところ、地域移行等が困難な者がいる現状等を考慮し、令和3年3月31日までの間、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設の指定基準を満たすものとみなす取扱いをしている。
- 一方、こうした移行が困難な者の受け入れ先調整や今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行を図っていく必要があることから、現入所施設だけでなく、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者団体等との連携による、移行調整の枠組みが必要となっている。
- このため、新たな移行調整の枠組み等を議論する「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を厚生労働省で開催し、令和3年夏までを目途に結論を得ることとしている。
- 当会議については、資料及び議事要旨を厚生労働省ホームページに公表することとしているので、都道府県等におかれては留意いただくとともに、引き続き、障害児入所施設の入所児童の実態を把握しつつ、入所している過齢児及び18歳未満の児童の円滑な移行を図ることができるよう、市町村や施設等の関係機関との連携強化に努められたい。

(参考) 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」(厚生労働省ホームページ)
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_321418_00007.html

○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

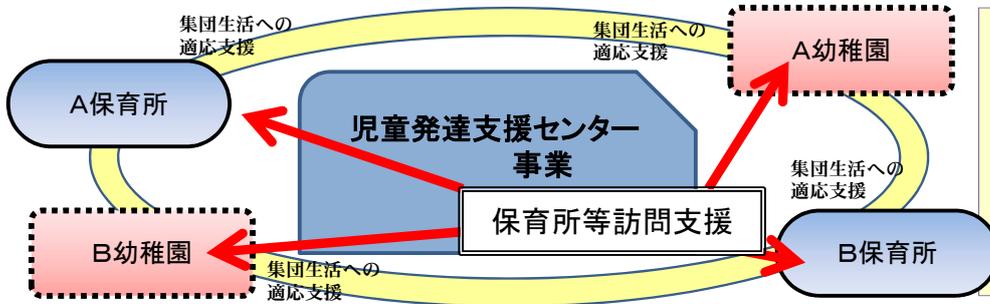
○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
 *「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
 *発達障害児、その他の気になる児童を対象

→ 相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加) 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの



○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 (①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等))
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

児童養護施設・乳児院における保育所等訪問支援事業の利用について

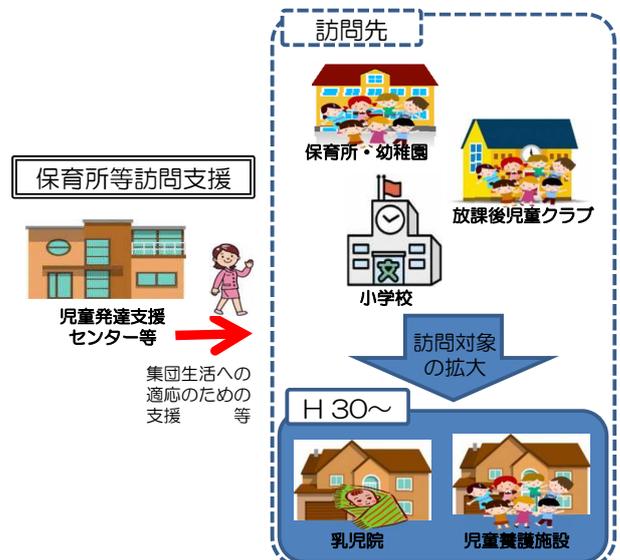
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:30.2%、児童養護施設:36.7%/平成29年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象として追加
 ※平成29年度以前は、以下の施設に通う障害児が対象
 ・保育所、幼稚園、小学校 等
 ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの
 (例:放課後児童クラブ)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」開催要綱

1. 趣旨

平成22年の児童福祉法の改正(平成24年施行)において、18歳以上の障害者については、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。この際、現に障害児施設に入所している18歳以上の者が退所させられることがないようみなし規定を設け、経過的に入所を継続できることとした。現在も福祉型障害児入所施設については経過的な取扱いが続いている。

その後、令和2年2月に取りまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書では、「みなし規定の期限(令和3年3月31日まで)を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。

これらを踏まえ、移行が困難な者の受け入れ先調整や、今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう検討を行うため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて
- (2) 移行先の調整・受け皿整備の有効な方策について
- (3) その他

3. 構成等

- (1) 本実務者会議は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が学識経験者、地方自治体、障害児入所施設、成人施設等の関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本実務者会議の座長は構成員の互選により選出し、座長代理は座長の指名により選出する。
- (4) 座長は、必要に応じ意見聴取等のため、構成員以外の者を参加させることができる。
- (5) 本実務者会議は、未移行者が多い個別障害児入所施設の実情や、個々の利用児童の状況等に言及する必要がある、個人情報保護等に支障を及ぼすおそれ等があることから、各回の終了後に、個人情報の保護等に支障のない資料及び議事要旨を公表することとする。
- (6) 本実務者会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室が行う。
- (7) その他、本実務者会議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

(別紙)

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 構成員名簿
(敬称略、五十音順、令和3年1月6日現在)
◎:座長、○座長代理

榎本	博文	公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事・ 障害者支援施設部会 部会長
遠藤	篤也	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 課長
遠藤	智子	福島県保健福祉部障がい福祉課 課長
加藤	恵	半田市障がい者相談支援センター センター長
菅野	寿井	福島県こども未来局児童家庭課 課長
北川	聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 副会長・ 児童発達支援部会 部会長
小崎	慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
児玉	和夫	公益社団法人日本重症心身障害福祉協会 理事長
鈴木	香奈子	東京都立川児童相談所 所長
高橋	朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
◎ 田村	和宏	立命館大学産業社会学部 教授
丹羽	彩文	社会福祉法人昴経営企画室 室長
箱嶋	雄一	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 課長
藤井	宏孝	徳島県保健福祉部障がい福祉課 課長
又村	あおい	一般社団法人全日本手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
黛	昭則	埼玉県福祉部障害者支援課 課長
山川	雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
○ 米山	明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 理事

(合計 18名)

※ 第1回「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」(令和3年1月6日(水)開催)資料3より

「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」の進め方等について(案)

【第1回:1月】

- 障害児入所施設の移行に関する現状について
- 今後の実務者会議の進め方について
- 直近の移行状況の調査票について
 - ・個別調査票(年齢・性別・障害種別・調整状況・移行困難である理由等)
 - ・施設調査票・自治体調査票(未移行者の人数・円滑に移行調整が行われた例・これまでに効果のあった対策・移行上の課題等)

【第2回:3月頃】

- 移行調査結果(速報)
- 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて①
(既に18歳以上の者(いわゆる過齢児)についての移行調整の在り方について)
- 移行に関する施設整備の在り方について
(児者転換・併設等の在り方・有効な整備事例の整理・転換後の施設基準の考え方、転換後の障害児入所施設の定員のあり方等について)

【第3回:4月頃】

- 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて②
(これから18歳を迎える児への移行調整の在り方(福祉型・医療型)について)
- 移行準備を始める年齢、移行準備のために必要な制度、移行を完了する年齢の在り方

【第4回:5月頃】

- これまでの議論の整理
- その他の論点(意思決定支援、移行後のフォロー、みなし期限のあり方等)

【第5回:6月頃】

- 議論のとりまとめ①

【第6回:6月頃】

- 議論のとりまとめ②

※現時点の案であり、今後、変更がありうる。

(参考)

障害児入所施設における18歳以上入所者(いわゆる「過齡児」)の移行に関する令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における取扱い

【経過的施設入所支援サービス費等について】

○ 現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、現在、障害児入所施設に入所中の者に対しては、一定期間(※)、特例的に「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」を支給できるよう、所要の法令改正(報酬告示等)を予定。

(※)新たな移行調整の枠組み等の議論に要する期間を考慮し、令和2年度末段階で、いったん令和3年度末までを支給期間として法令改正を行う。その後、新たな移行調整の枠組みの結論を得る中で、最終的な支給期限を検討するが、施設整備等の準備に要する期間を考慮し、すべての対象者が円滑に移行可能となるよう必要な期間を設ける。

【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について】

○ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、以下の見直しを行うこととしている。

- ・ 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修・行動援護従業者養成研修の修了者を配置しているグループホームについては報酬上の評価を行う。
- ・ 施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置した場合、報酬上の評価を行う。
- ・ 退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件の見直しを行う。

2. 発達障害児支援施策の推進について

(1) 発達障害児者に対する地域支援機能の強化(関連資料1)

発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等への発達障害者地域支援マネジャーの配置や、発達障害に関する住民への理解促進、発達障害特有のアセスメントツールの導入等により発達障害児者に対する地域支援機能を強化する「発達障害者支援体制整備事業」を実施している。

令和3年度予算案では、近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、発達障害者地域支援マネジャーの体制を強化し、困難事例への対応促進等を図ることとしている。

各都道府県、指定都市においては、同事業を積極的に活用いただき、発達障害者地域支援マネジャーの配置など地域支援機能の強化に取り組んでいただくようお願いする。

(2) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進(関連資料2, 4)

発達障害の初診待機の長期化の解消が課題となっていることを踏まえ、地域の拠点医療機関や発達障害の専門医療機関(小児科や精神科)が、かかりつけ医等と医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師を養成するための実地研修等の実施や、医療機関におけるアセスメント対応職員の配置又はアセスメント機能の外部委託によるアセスメント強化を支援する「発達障害診断待機解消事業」を実施している。

昨年5月に改定された第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針において、発達障害の診断等を専門的に行う医療機関等の確保の重要性を新たに記載したところであり、各都道府県、指定都市においては、地域の発達障害の初診待機状況を踏まえつつ、その解消を更に進めるため、同事業の積極的な活用をお願いする。

(3) 発達障害児者とその家族等への支援体制の構築(関連資料3, 4)

発達障害児者及びその家族を支援するため、同じ悩みを持つ本人同士やその家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング、青年期の発達障害者の居場所づくり等の取組みを支援する「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施している。

昨年5月に改定された第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針において、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保の重要性やその確保のために設定して取り組むべき指標を新たに記載したところであり、各都道府県においては同事業の積極的な活用をお願いするとともに、管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いしたい。

<参考>

(URL)ペアレントプログラムについて(発達障害情報・支援センターHP)

<http://www.rehab.go.jp/ddis/howto/parents/>

(4) 「世界自閉症啓発デー」について(関連資料5)

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2021・日本実行委員会において、「セサミストリート」のキャラクターで自閉症の特性がある「ジュリア」とその家族(父「ダニエル」、母「エレナ」、兄「サム」、友達の「エルモ」、「クッキーモンスター」)を起用した啓発ポスターを作成し、2月から各自治体等へ配布している。

また、ポスターの他、フライヤー(チラシ)、リーフレットについても、実行委員会のホームページに掲載しているため、各自治体におかれても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分留意しつつ、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベントの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による積極的な普及啓発をお願いしたい。

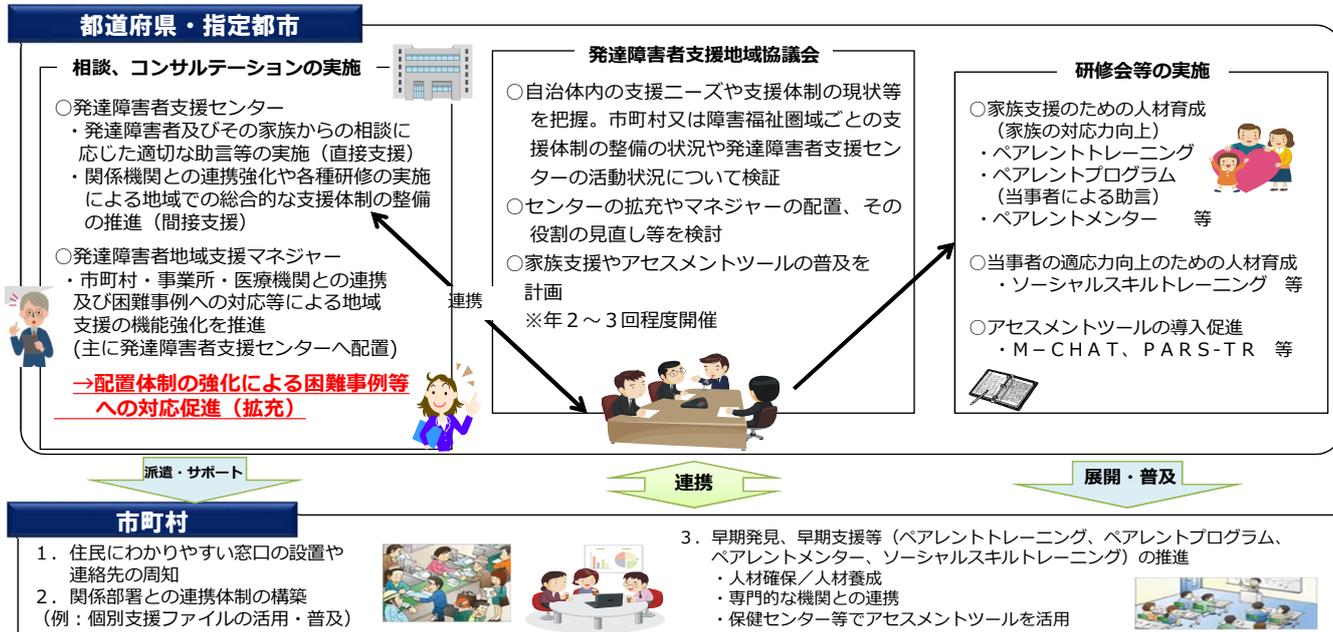
(参考)世界自閉症啓発デー・日本実行委員会(公式サイト)

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

本事業では、乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、令和3年度予算案において、発達障害者地域支援マネジャーの配置体制を強化し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進める。



発達障害診断待機解消事業

【事業概要】

地域における発達障害の診断待機を解消するため、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施し、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

【実施主体】 都道府県、指定都市（事業の一部について委託可）

【令和3年度予算案】 92,909千円（82,187千円）

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害の診断をする医療機関の行うアセスメント等に関して、次の内容に取り組む。

- アセスメント強化（以下の全部又は一部を実施）
 - ・発達障害にかかるアセスメント対応職員の医療機関への配置
 - ・地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター等でのアセスメントの実施（実施内容は診断する医療機関に引き継ぐ）
 - ・医療機関にケースワーカー等を配置し、子どもが通う施設（例：市町村の保健センターや保育所等）に出向いて情報提供や行動観察を依頼
- 効果測定
 - アセスメント強化の方法や実施した上での診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加えて検討し、報告書を作成

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療機関を選定し、次の内容に取り組む。

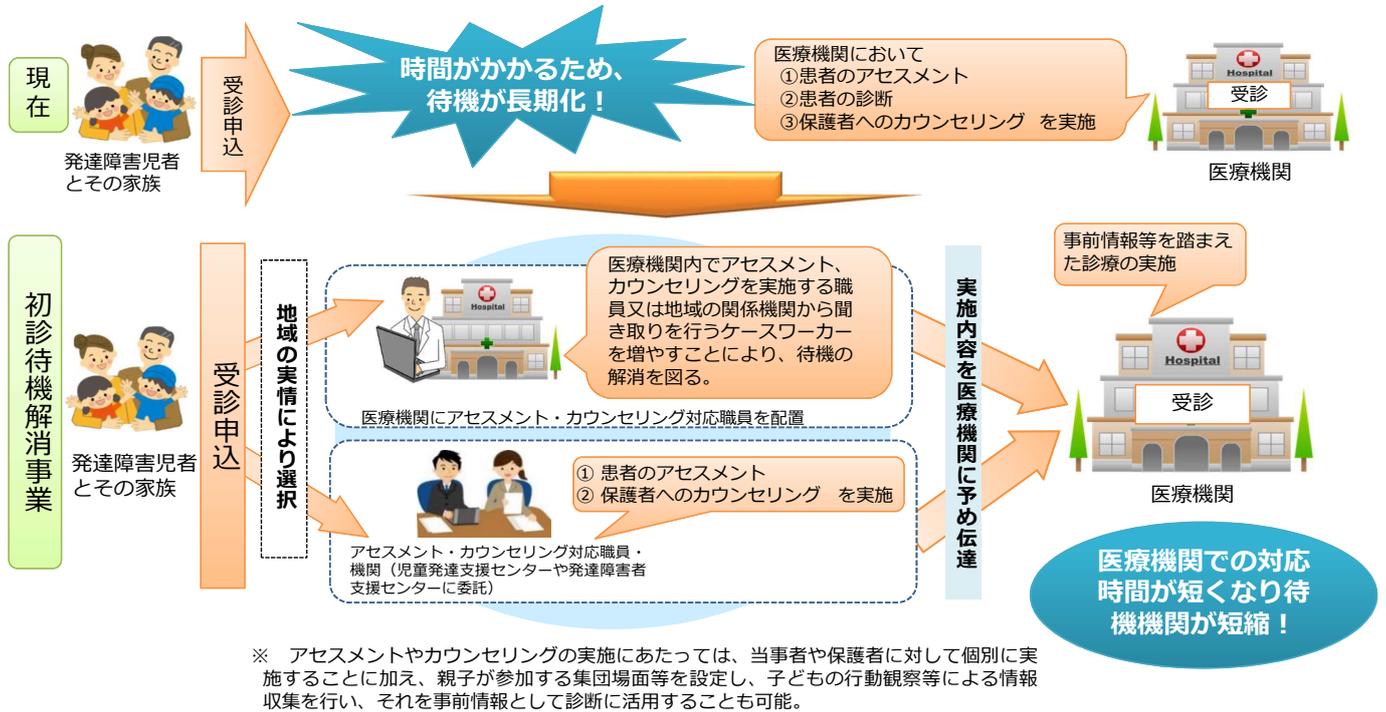
- 人材育成・実地研修
 - 地域の医療従事者への専門技術に関する研修や診療等への陪席の実施 など
- 情報収集・提供
 - 受診希望の当事者や家族に対する診療可能な医療機関の情報提供 など
- ネットワーク構築・運営
 - 地域の医療機関同士の会議体を構成し、意見交換等を実施
- 発達障害医療コーディネーターの配置
 - 医療機関やその他関係機関、当事者及びその家族との連絡・調整

両事業を併せて実施することで効率的な事業実施を図る

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

【事業概要】

発達障害の診断にかかる初診待機の解消を目的として、発達障害の診断を行う医療機関が行っている発達障害のアセスメント等について、当該医療機関へのアセスメント対応職員の配置又はアセスメントの外部委託するなどにより、アセスメントの強化を行う。

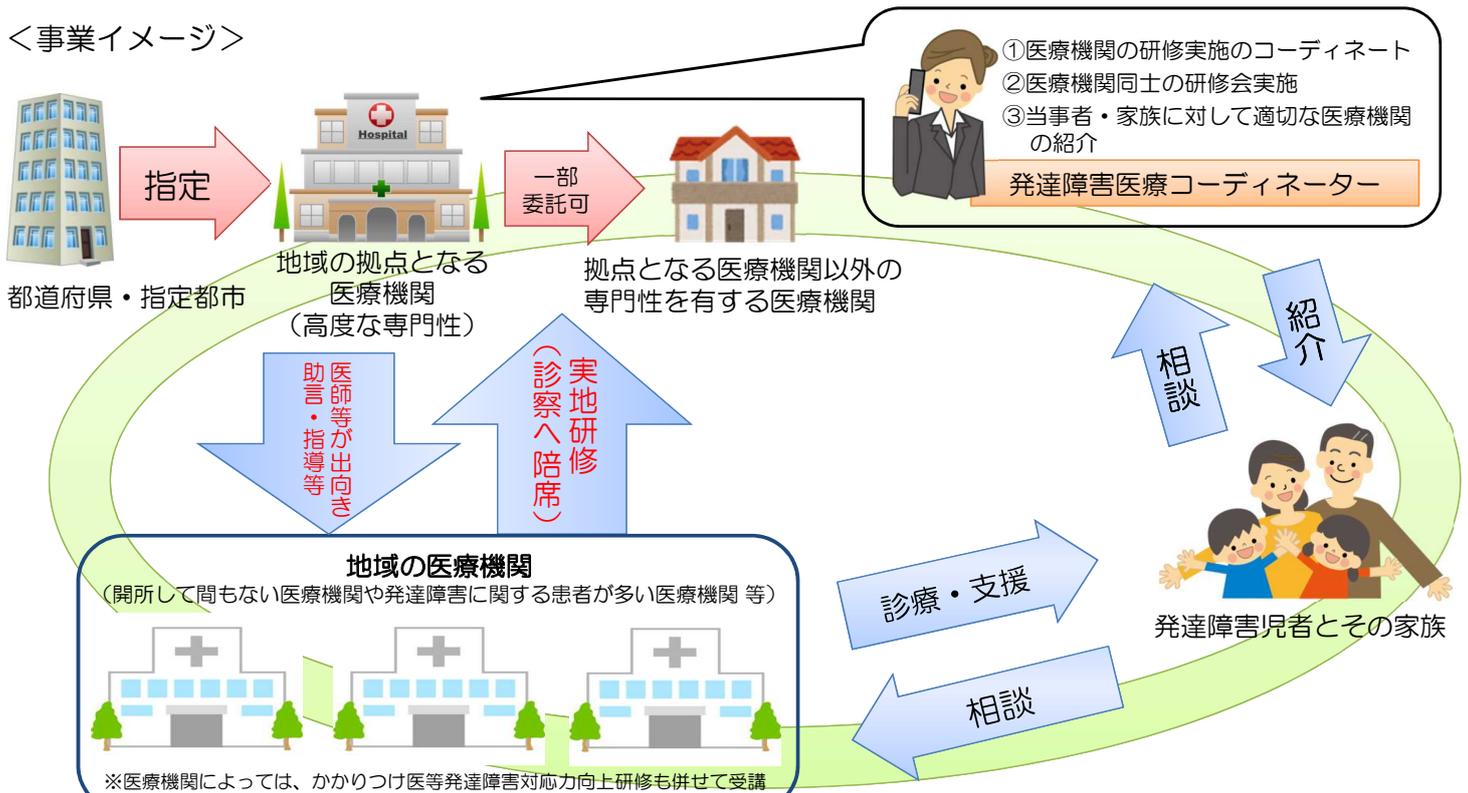


発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

【事業概要】

発達障害の専門的医療機関の確保を目的として、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関の研修実施のコーディネートを行う発達障害医療コーディネーターの配置を行う。

<事業イメージ>

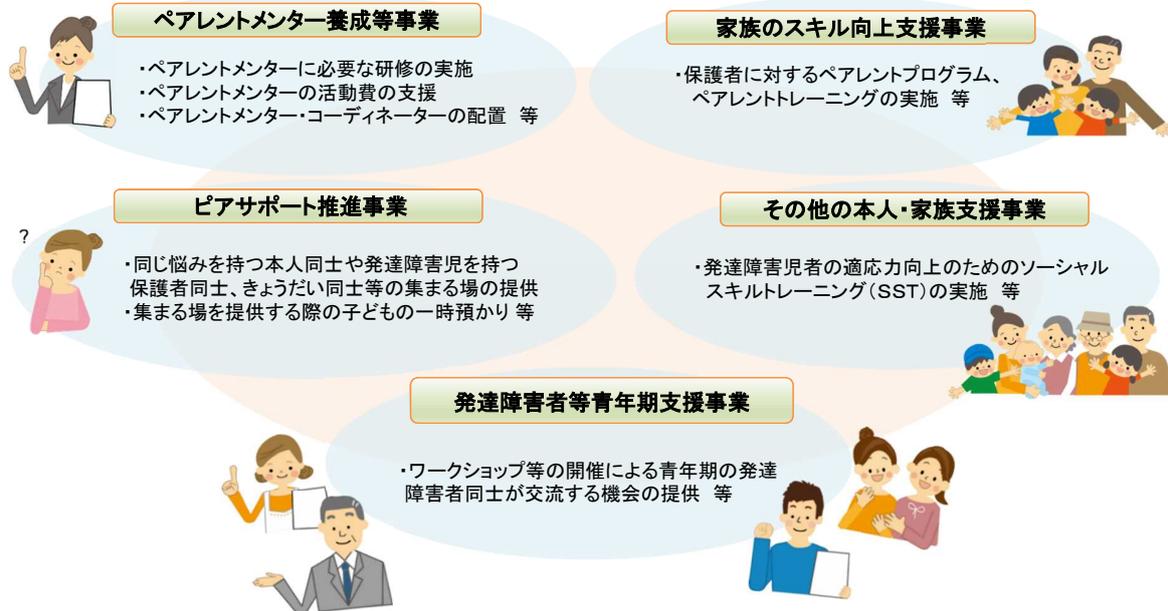


【事業概要】

発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【令和3年度予算案】 163,281千円（163,281千円） 【補助率】 1 / 2



第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 基本指針における
発達障害者支援関連追加事項

【本文】

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

3 発達障害者等に対する支援

(二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、**ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要**である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、**発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要**である。

【別表第一（活動指標）】

七 発達障害者等に対する支援

事項	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

